

フランドル伯シャルル・ル・ボンの殉教

——一二世紀前半における君主と支配理念——

青 谷 秀 紀

【要約】 一二二七年三月二日に暗殺されたフランドル伯シャルル・ル・ボンは、ただちに殉教者とみなされるようになる。この殉教は従来の研究史において単なるエピソードとしかみなされてこなかったが、しかし中世初期以来強い政治的機能を帯びながらキリスト教辺境地帯に存在してきた殉教する君主、聖人としての君主の伝統、およびシャルルが「正義」のために死んだとみなされていることを考えるならば、このシャルルの殉教も政治的意味合いのなかで考察されねばならない。本稿は、シャルルを殉教者とみなしているテキストの形式的・機能的分析からシャルルの殉教を従来の伝統のなかに位置づけ、ついでこの殉教を政治的・思想的コンテキストに照らして検討することによってシャルルの殉教のもつ政治性を明らかにするよう試みる。その過程で、この殉教が従来の伝統のなかでもつ特性だけでなく、一二世紀前半における君主と支配理念をめぐる転換までもが明らかにあらう。

史林 八二卷一号 一九九九年一月

はじめに

フランドル伯シャルル・ル・ボンの暗殺。西欧中世においてもっともよく知られるものの一つであるこの事件は、一二二七年三月二日未明にブリュージュのサン・ドナティアン教会において、家臣の手によって引き起こされた。この暗殺によって、以後一年以上もの間フランドル社会はひじょうな混乱に巻き込まれることになるが、シャルル自身はただちに殉

教者とみなされるようになる。シャルルを殉教者とみなしているのは同時代のガルベール・ド・ブリュージュやゴージェ・ド・テルアンヌといった事件の記述者や、シャルルに哀悼を捧げた詩人たちであるが、ガルベールやゴージェは、シャルルの死後まもなく、遺体やもちものを聖遺物として民衆が熱心に求める様子を語っている。このシャルルの暗殺とその後のフランドル社会の混乱は、中世社会の諸々の側面をわれわれに提示するゆえに、これまでに政治史から社会史、心性史に至るまで膨大な量の研究を生みだしているが、それらにおいてはシャルルの殉教は逸話的な扱いしか受けておらず、そこに政治的な意味がみいだされることはない。H・ホフマンによる「神の平和」運動に関する研究の一節において、シャルルは土地の平和のため、秩序のために殉教したという、そこに政治性を読み取ったほとんど唯一の示唆もごく簡単な推測の提示にすぎない。^④しかし、いったんフランドル史の枠を離れるならば、この逸話として扱われるシャルルの殉教が示すような君主の殉教という現象はけっして孤立したものではない。

西洋中世において「殉教する君主」のモチーフはしばしば聖人伝や歴史記述などの史料にみられるものである。初期には七、八世紀のアングロ・サクソンの王たちに関するものなどがあげられるが、より明確な政治性を帯びているのは一〇世紀以降東欧・北欧、そしてロシアなどに現われるものである。これらについては、後により詳しくみるように、それぞれのテクストの相互関係・伝承関係や、あるいは個々のテクストの内容についての分析がなされている。それぞれの君主の死に関する歴史的経過、記述における取り上げられ方、描写についてはもちろん個々の場合において異なる。しかし、これらの「殉教する君主」、すなわち聖人として扱われた君主たちはそれぞれにおいて当時出現しつつあった国家に名声を付与し、その領域の人々の国家的忠誠を刺激したこと、そして支配王朝の權威の正当化に有効な手段となり、あるいはその国家と結びついた地方教会の利益確保にさえ有利に働いたことなどが、従来の研究において指摘されている。^⑤すなわち、こうした「殉教する君主」のモチーフがこれらの諸地域において相互に浸透・影響しあいながら、それぞれの所与の諸条件に適合されるかたちで政治的プロパガンダに利用されえたといえるわけである。シャルルは、こうした殉教したと

される君主デンマーク王カヌート四世の息子であり、この聖人王との関係から「殉教する君主」のモチーフの伝播は容易に推測されうる。しかし、聖人王が伝統的にみられる地域から外れ、また王ではなく一領域諸侯であったせいであろうが、このシャルルの殉教が上記の研究の流れで正面から取り扱われたことはほとんどないように思われる。

いわば「殉教する君主」とフランドル史の二つの、しかし交わることのない研究の流れにおいて、シャルル・ル・ボンの殉教は取り残されてしまっているのである。

本稿はこうした諸研究の空隙を埋めるべく、まずシャルルを殉教者とみなしているテキストに基づいて、その殉教を類型的あるいは機能的に分析し、シャルル・ル・ボンを「殉教する君主」の系譜に正当に位置づけることを目標とする。ついで、そのテキストに表わされた殉教のイデオロギーが、シャルルの政治的実践と密接に結びついていたことを示し、シャルルの殉教がいかに政治性を帯びたものであったかも明らかにしたい。その過程において、シャルルの殉教が、明白な政治性をもった「殉教する君主」の伝統のなかに位置づけられることがいつそう強く確認されるであろうし、そればかりかその独自性、そして限界までもが明らかにになるだろう。

しかし、本格的な分析に入るまえに議論の前提として、またその理解のために、シャルルの暗殺とフランドル社会の混乱の事件史を当時の伯領の現実を踏まえながら簡単に振り返っておきたい。

- ① Gilbert de Bruges, *De multis, traditione, et occisione gloriosi Karoli comitis Flandiarum* (コルト・ガルト・ノム) (Corpus Christianorum, Continuatio Mediaevalis CXXXI), ed. J. Rider, Turnhout, 1994; Gauthier de Théroutanne, *Vita Karoli comitis* (コルト・ガウtier・ノム), MGH SS XII, S. 537-61; *Histoire du meurtre de Charles le Bon, Comte de Flandre (1127-1128) par Gilbert de Bruges suivie de poésies latines contemporaines publiées d'après les manuscrits*, ed. H. Pirenne, Paris, 1891, pp. 177-91. 邦訳註文「ノム・コルナントの暗殺と4世紀のガルト」
- ② ベールの作品に付録として、五篇の詩と一つの墓碑銘が収録されているが、その三篇の詩がシャルルの殉教をうたっている。なお、ガルト・ル・ボンの本文テキストはライター・編を用いる。
- ③ Gilbert, c. 22, p. 53ff, c. 43, p. 92f. Gauthier, c. 31, S. 551. たといベール・ド・エーントは「祭壇前」で折る間に殺されたことを殉教の理由としている。cf. J. Dhondt, "Une mentalité du douzième siècle: Gilbert de Bruges", *Revue du Nord* 39 (1957), p. 104.
- ④ H. Hoffmann, *Gottesfriede und Treuga Dei*, Stuttgart, 1964, S. 155.

⑤ N. W. Ingham, "The Sovereign as Martyr, East and West", *Slavic and East European Journal* 17 (1973), pp. 1-17; R. M. Price, "Boris

and Gleb: Princely Martyrs and Martyrology in Kievan Russia", in: *Martyrs and Martyrologies*, ed. D. Wood, Oxford, 1993, p. 109f.

第一章 「暗殺」の事件史

一二世紀前半のフランス王国において、フランドル伯領はノルマンディー公領と並んで強い政治的結集をみせており、その権力構造の頂点に位置するフランドル伯もまた、いまだ覚醒の緒にいたばかりのフランス王権から半ば独立的な地位を保持していた。^①シャルルが一一一九年、従兄弟のボードワン七世の後を継いでフランドル伯となつたのはまさにこの時期であつた。一一二七年に暗殺されるまでの間のシャルルの事蹟についてはそれほど多くは知られていないが、一一二四年から翌年にかけて起こった飢饉の対策や、粗暴で知られた海岸地方への治安的努力などが注目される。また、この間にドイツ皇帝およびイェルサレム国王への登位を求められたともいわれる。

先述のように、一一二七年三月二日慣例としていた早朝のミサの最中、ブリュージュのサン・ドナティアン教会において、シャルルは背後から斬りつけられ殺される。実行犯の首謀であるボルシールはブリュージュのサン・ドナティアン教会参事会長ベルトゥルフの甥であり、このベルトゥルフを含む暗殺の陰謀を企てた首謀者たちは「エランバルド一族」と呼ばれる有力家系であつた。シャルルの治下においてベルトゥルフが有していたブリュージュのサン・ドナティアン教会参事会長の職は、一一世紀末からは伯領の大法官や伯の直轄地の出納長などの要職を兼ねており、伯領において事実上伯につぐ権力を有していた。このベルトゥルフの下、ブリュージュ城代ディディエなど伯領内の要職を占めたエランバルド一族は、ひじょうに大きな勢力を有していたのである。^②エランバルド一族がなぜ伯を暗殺するに至つたのかという原因はおそらく複合的なものであるが、そこに一族が不自由身分の出自であるという事実が絡んでいることは間違いない。当時、一一世紀以来の平和運動の成果などもあって徐々に伯領内の秩序の安定に成功しつつあつた伯は、不自由身分出自が

公にされそうであったエランバルド一族を、厳格な身分統制的な処置の下、自身に脅威を与えるほどのその絶大な権力の座から排除しようとしたが、それに絶望した一族が伯を暗殺するに至ったというのが一連の経過であった。^③

暗殺の後、城、ついで教会に立てこもったこの反逆者たちに、それを包囲したブリュージュやガンといった都市の市民・騎士・貴族やフランス王および新伯の援軍が攻撃を行なうことになる。

シャルルには後継者がいなかったゆえに複数の伯位候補者が並び立ったが、フランス王の介入によりノルマンディーのギョーム・クリトが新しい伯となり、また反逆者たちも捕らえられ、ひとまずフランドルでは平和が回復される。しかし、八月リールでのいざこざを境にブリュージュ、サン・トメールで一一二七年から二八年はじめにかけて、つぎつぎと伯と市民の間の不和が生じ、ついに一一二八年二月三日ガンにおいてガン市民は貴族であるイワンとダニエルなる人物を代表に立てて、直接伯權威に挑むことになる。この後ガン市民はティエリ・ダルザスを伯として迎え入れ、いくらかの躊躇の後ブリュージュ市民もギョームを拒絶し、ティエリを伯として迎え入れることとなる。こうして、ギョームとティエリの戦いへと事態は進展するが、七月も末にギョームは戦いの最中負傷し、それがもとでこの世を去る。そして、ティエリが伯として諸都市で迎えられ、ついにはフランス王、イングランド王にも迎ええられる。以後、フランドルは当分の間アルザス家の支配の下に置かれることになるのである。

シャルル・ル・ボン暗殺に伴うフランドル社会を襲った危機の経過は以上のようなようであった。こうした前提の下、議論に移ろう。

① K. F. Werner, "Königtum und Fürstentum im französischen 12. Jahrhundert", in: *Probleme des 12. Jahrhunderts* (Vuf 12), Konstanz-Stuttgart, 1968, S. 208f.

② エランバルド一族について J. B. Ross, "Rise and Fall of a Twelfth-Century Clan: The Erenbalds and the Murder of Count

Charles of Flanders, 1127-1128", *Spectrum* 34 (1959), pp. 367-90; E. Warlop, *The Flemish Nobility before 1300*, Kortrijk, 1975, pp. 185-208.

③ ヘルトゥルフの姪を娶ったロバールなる騎士が平和違反で訴えられ、その訴えた騎士に決闘を挑むが、その騎士は不自由身分の者と結婚後

一年すればその者も不自由身分になると主張し、ゆえに不自由身分たるロベールとの決闘を拒絶する。ここから、エランバルド一族の不自由身分が問題とされるようになる。

第二章 “殉教する君主” シャールとその政治社会的機能

はじめに述べたように、西洋キリスト教世界では、裏切りや不当な虐殺の犠牲というキリストとのアナロジーゆえに、そして信仰のために戦い死んだゆえに、殉教者とみなされた君主が六世紀から一二世紀半ばまで存在する。古くは六世紀ガリアにおけるブルグント王ジギスムントの事例から、アングロ・サクソン・イングランドの諸王、後にチェコの民族聖人となる一〇世紀のボヘミア公ヴァーツラフや一一世紀デンマークのカヌート四世、一二世紀スウェーデンにおけるエリックの例などがみられるが、これらが共通してどのような機能を果たしたかは先に述べた。これらは主に教会と王権・国家が相互に依存し緊密な関係をもたざるをえなかった改宗期のキリスト教世界にみられ、大きくは証聖者などを含む聖人王のなかに含まれる。しかし、その描かれ方には“殉教する君主”独自の特徴がみられる。そこで、まずシャルルの殉教の描写の形式的な面を、それらの作品の特徴と突き合わせることにによって形式論・作品論的な部分から、シャルルの殉教がいかに従来の伝統の流れに位置づけられるかを明らかにしたい。

“暗殺”と混乱期の研究で最も重要な史料であると同時に、シャルルを殉教者とみなしているのは、ガルベール・ド・ブリュージュの『日記』と呼ばれる作品とゴティエ・ド・テルアンヌの『シャルル伯伝』である^①。しかし、この二つの作品の特徴も両記述者の立場もかなり異なる。まず、両者の置かれた立場からみてみよう。

その詳細な記述内容に反して、意外にもガルベール自身について多くのことは知られていない。かれは『日記』の執筆時、ブリュージュのサン・ドナティアン教会において、参事会長であり暗殺の首謀者でもあったベルトウルフの下で伯の書記官を勤め、文書を扱う仕事に就いていた。ここからガルベールが伯の法的・行政的事項に通じており、また宮廷や都

市、伯領で起こったことを知りうる地位にあり、さらに伯領の重要人物などと面識があったことも容易に想像される。年齢や身分、学識などについてさまざまな推測がなされているが、以上のようなことしか正確には語れない。ゴージェイは、当時伯領を構成する司教管区の一つテルアンヌにおいて司教ジャンの下で大助祭を勤めた人物であるが、『シャルル伯伝』を著わしたのもこのジャンの指令によってであった。また、ゴージェイには他に司教ジャンに関する伝記、法学についての研究が遺されている。ゴージェイはガルベールよりも地位および学識においても高位にある人物と考えられる。

つぎにその作品についてであるが、ガルベールのいわゆる『日記』と呼ばれるものは、その大部分において暗殺から新伯ティエリ・ダルザスの承認にいたるまでの日を追っての詳細な事件の歴史記述である。日記のような形式を採っているとはいえじつさいには厳密な意味でのそれではなく、いくつかの執筆時期に分けられる。各時期の記述にも後の修正の可能性が考えられるが、おおよそギョームによる一応の平和確立期までに書かれた部分において殉教者シャルルの表現がみられる。一方、ゴージェイの『シャルル伯伝』もギョーム・クリトの治下で一応フランドルに平和が回復された頃までの事態を記しているが、その記述はかなりの部分、聖人伝の形式が採られているといつてよい。^④

両者とも、シャルルの君主としての偉大さ、至上性をおおいに強調する点で共通している。シャルルが王の高貴な血を引き、武勇に優れ、名声や権力においてドイツ皇帝やイングランド王を凌いだとするガルベールの記述や、シャルルの君主としての行動にことさら神の加護を強調するゴージェイの記述はその代表的なものである。こうした点だけでなく、両者のシャルルに関する記述全般で、教会の父としての、また貧者などの社会的弱者に対しての寛大な行動、土地の平和への配慮など、カロリング以来の君主鑑に特徴的な要素の強調が頻繁になされる。R・フォルトツによれば、『殉教する君主』の伝統にあつては、その君主の描写に、君主の機能を道德化する傾向にあつた君主鑑への依存がみられる。^⑥シャルルの描写は、とくにガルベールにおいてその作品全体に比してけつして大きな比重を占めるわけではないが、しかし両者ともその伝統の流れを汲んでいるといえるだろう。

またこうした点だけでなく、その殉教の状況にあって、シャルルの死に先立つ自然現象による不幸の予兆、臣下による暴力的な死やその臣下らへの悪魔による干渉の描写、反逆者たるユダヤ人への喩えなどにおいても従来の伝統を踏まえている。^⑦さらに、シャルルが殉教者とみなされた主要な原因である奇蹟の形態も「殉教する君主」に典型的なものである。^⑧

さらに両者の作品の共通性としてドラマ性があげられる。まずガルベールについてである。H・ピレンヌ以来、かれが執筆開始当初明確な意図をもっていなかったとする見解が支配的だが、たとえ当初はそうであれ、無目的にそれがつづけられたとは思われない。すなわちJ・B・ロスも示唆するように、ガルベールは作品へのパトロンを想定し、同時代、あるいは後世に読まれることを願いつつこの作品を書いたと思われるのである。その作品に流れる宗教的要素、とりわけシャルルの殉教の記述はこうした点を意識したものであったのだろう。^⑩じつさい、とくにギョームによっていったん平和が回復されるまでの経過を描いたガルベールの作品の前半部分は、シャルルの殉教と神の復讐という筋立てが垣間みられる。そしてガルベールに限らず、ゴージェエの作品においてはそれはいっそう強く感じられる。何らかの聴衆や読者にあたかもドラマが実現されたかのような意識を起こさせるため、その作品構成に配慮がみられることもまた「殉教する君主」の記述の一つの特徴なのである。^⑪

ガルベールとゴージェエによるシャルルの殉教の記述と、従来の「殉教する君主」の伝統との形式面での関連性は以上のように明らかである。では、かれらがそう描くことによって、これはいかに働いたのか。すなわち、シャルルの殉教者としての姿が、一二世紀前半のフランドルにおいてどのような機能を果たしたのか。つぎはこの点を機能論的な側面から検討することにした。

先述のように「殉教する君主」の主題にはそれぞれの君主に関しての研究があり、また総合的にこの主題を分析した研究も存在するが、それらが論ずる国家的統合への影響や国家と教会の結びつきをめぐる指摘もそれ自体は有効なものである、それらがキリスト教改宗期の国家における事例への指摘であるかぎりにおいて、そのまま一二世紀前半のフランドル

を扱った本稿に適用することはできない。しかし、「殉教する君主」を含むより広いカテゴリーである王朝聖人にまで視野を広げるならば、本論に有効な見通しが得られよう。そうした王朝聖人を扱った研究には代表的なものとしてK・ゴルスキー、E・ホフマンやF・グラウス、R・フォルツやG・クラニツァイなどのものがあげられるが、ここで有効なのは中世初期のメロヴィングやアングロ・サクソンから一二世紀以降に至るまでの事例をも視野に入れたフォルツやクラニツァイの研究である。フォルツの研究は六世紀から一三世紀までの聖人王とその崇拜のあらゆる事例を取り上げているが、それらの内容紹介と分類・歴史的展開の提示に終わっている感が強く、ここではそのフォルツの概観を参考にしつつクラニツァイの見解を下に議論を進めるのが有効であると思われる。

クラニツァイによれば、聖なる王権と王朝聖人のモデルは中世初期からの数世紀にわたって形成されたものである。カロリング朝やオットー朝がビザンツや西ゴートの伝統に倣って、キリスト教的儀式である塗油と戴冠式によって支配者の聖化を試み、またカペー朝においては「奇跡をなす国王」の発明によって同様な試みがなされる間、かれが「アングロ・サクソンの方法」と呼ぶように、アングロ・サクソンの王国において異教的要素とキリスト教的側面を接合しながら、聖なる王たちへの崇拜は一一世紀までに王朝権力に宗教的な面でのサポートを与える方法として確立された。ここでクラニツァイは、こうした西洋における王権の聖なる正当化の種々の形態が一一世紀に発展と広まりをみせるところから、これらを理論的に説明するために過去に改宗した地域と最近改宗した地域にそれぞれ対応する「中心地」と「辺境」という分類を適用する。そして主に王朝聖人がその有効な政治的利用をみいだすのは、北欧・東欧などにあたる「辺境」である^⑩。

しかしわれわれにとって重要な指摘は、一一世紀後半これらの中間地点にあたるハンガリーとデンマークに現われた新しい崇拜に関するものである。クラニツァイによれば、これらは形態と政治的機能において「辺境」のモデルによって影響され、しかし宗教的・イデオロギー的内容においては「中心地」のモデルにより近いものである。これらの事例においては、その崇拜にいわばアングロ・サクソンの事例にみられるキリスト教の伝統と異教の伝統の混合はみられず、

“中心地”のモデルであるロベール敬虔王の生涯に表わされるような土地の平和や寡婦・孤児の保護の理念、“キリストの騎士”*knights Christi*の観念などキリスト教支配者の理想的徳目に沿って描かれた聖なる君主が姿を現わすのである。⑬
 ⑭
 ⑮
 ⑯
 ⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿
 としてクラニツアイがここであげるデンマークでの事例が、まさにシャルル・ル・ボンの父であるカヌート四世に関するものであるということは示唆的である。

シャルルの場合、殉教という形態的なモチーフについてはすでに述べたようにこの父たる聖人王からの伝播があり、ガルベールもゴージェイエも簡単なカヌートの殉教について言及している。⑭
 ⑮
 ⑯
 ⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿
 調されるシャルルの治世についての宗教的・イデオロギー的内容、すなわち土地の平和や貧者の保護の理念などは“中心地”のモデルに近いものである。むしろ近いというよりも、フランドルが“中心地”モデルの要素を本来有していたという方が適切であろう。ここでも形態的な“辺境”性とイデオロギー的な“中心”性がみられるのである。

王朝聖人はこのデンマークとハンガリーの事例から、ヨーロッパを通じてインパクトをもち始めたクラニツアイは述べるが、⑮
 ⑯
 ⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿
 しかしシャルルの事例を後のイングランドにおけるエドワード懺悔王やシュタウフェン朝によるシャルルマーニュの列聖などの例の西欧における先駆とはみなせないだろう。シャルルの殉教に、それらの王朝がみせるような強大な政治的影響力や、政治理論における教皇権の過度な優位に対して釣り合いを与える意図などはみられないからである。フォルツが示すように、一二世紀には王朝聖人の類型のなかで“殉教する君主”⑯
 ⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿
 殉教もそうした中世初期以来の流れの最後を代表するものだったといえる。

M・ブロックによる、新しい支配王朝は常に新しい種類の聖なる正当化でもって劣った名声を埋め合わせようとするという見解を引きつつ、クラニツアイも先述のように王朝聖人による王朝権力への宗教的サポート付与の機能を指摘している。⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿
 ガルベールやゴージェイエの記述およびその時期を、激しい政治的混乱や一応の平和状態の経過に照らし合わせてみると、ここで両者が共通しているのはおそらく二世紀半にわたって支配してきたフランドル伯家系による伯政の擁護であっ

たと思われる。現実の政治的機能として、一二世紀前半に伯はさまざまに分割される伯領の政治的連帯性に統一を与える要としての役を果たし、じつさい伯領はこの君主の存在なくしては立ち行かなかった。^⑧ こうした点から、擬人化されたフランドルとその頭である伯という、この時代にはひじょうに稀な政治的表象も生じたのである。この頭たる伯の不在の混乱期とその直後の時期に、こうした記述者たちによって正義の支配のための“殉教者”とされたシャルル・ル・ボンの姿は、その長い伝統を誇るフランドル伯による伯政を擁護し、その善き支配を想起させる機能を授けられたのだといえるだろう。さらに、一般に聖人王の史料に君主鑑の形式を範とするところが顕著であること、およびガルベールやゴージェによるシャルルの描写にそうした君主鑑の形式の踏襲がみられたことは先に述べられたが、こうした点から、新しい伯に対して先任伯の殉教者とされうるほどの政治的実践と徳性を示す君主鑑的な機能を、“殉教する君主”シャルル・ボンの記述は果たしたと考えられるだろう。

また、この君主の暗殺、死、そして混乱という大きな社会的危機および損失に対しての代償的埋め合わせの機能を、この殉教者としての君主という、いわば神話的・伝説的表象が果たしたのではないだろうか。死、とくにその支配者のそれは、社会あるいは共同体にとって強い動揺を引き起こし心的外傷を与えるものであり、何らかの社会的プロセスによって乗り越えられねばならない。^⑨ シャルルの暗殺と伯の空位は長い現実の社会的混乱を引き起こした。それと平行して、領域民にとっては土地の平和の守り手であり、聖職者にとっては教会の父であり、貧者にとっては施し手であった伯の死はフランドルの人々に深い危機感と喪失感をもたらしたはずである。そうした危機に対処すべく、ここでは暗殺された君主を殉教者とみなす現象が、とくに混乱の最中のブリュージュで現われたのだろう。聖人伝が神話的要素、機能をもつことは指摘されているが、そうした神話や伝説がもつ、あるべき模範を示し混乱に秩序と統合を再生産するという機能を、ここでは殉教者シャルルの神話的・伝説的表象が果たしたといえよう。ガルベールの場合執筆および修正時期を考えると、伯の不在期に殉教者シャルルを描いたかどうか確かではない。しかしガルベールにとって書くことがかれの周りの混乱に秩

序を課す方法だったのであり、それは単にかれの内面的な問題を越えて、“殉教する君主”の姿をかれが描くことによつて、伯政擁護とともに君主の死と不在に伴う社会的危機に対処する機能をもたらしただけの可能性も否定できないのである。

ただここからもわかるように、上記の諸機能は時期によりその重要性は異なると思われる。両者とも、おおよそ執筆時期およびその論調から伯政擁護と君主鑑の機能が支配的であろう。ただ、ガルベールの場合何度かに区分される執筆時期とシャルルが正義のための殉教者とされる記述の箇所を比較すると、はじめは伯政擁護と社会的危機への対処の要素が混在していた可能性も考えられるのである。

フランドル伯シャルル・ル・ボンの殉教の政治的・社会的機能は以上のものであった。そしてこうした形式論的・機能論的な分析から、シャルルは従来の逸話的扱いを受けていた一般的な聖人の立場を越えて、その担った様相としても機能としてもより特殊なカテゴリーである“殉教する君主”の系譜に導き入れられるのである。形式論的な分析も含めて、たしかにガルベールの記述については多岐にわたる執筆時期や多くの矛盾点から、その記述の一貫した意図、果たした機能を導きだすのは困難である。しかしこれらの見解は、以下で展開されるシャルルの殉教がいかにその政治的実践と結びついていたかという議論を通じて、その根柢をより確実なものとするように思われるのである。

① “暗殺”の時期の研究には、主要なものとしてガルベールとゴージェ

イエの他にエルマン・ド・トゥルネの史料が利用されてきた。しかし、エルマンはシャルルの死後の奇蹟への詳細な言及を行なっているにもかかわらず、シャルルを明確に“殉教者”と表わすことはなく。cf. Herman de Tonnai, *Liber de resurrectione S. Martini Tornacensis*, MGH SS XIV, S. 286f. なお、シャルルの殉教を語る詩人たちについて

は史料状況などもあり、本稿ではとくに分析の対象とはしない。しかし、これらの描くシャルル像は概ねガルベールやゴージェによるものと合致しており、その作者もかれらに近い立場の教会人であっ

たと思われる。

② J. Rider, “Introduction”, to *De multra, traditione, et occisione gloriosi Karoli comitis Flandriarum*, p. XIX.

③ N. Huyghebaert, “Gautier de Théroutanne”, in: *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques* 20, Paris, 1984, p. 115f.

④ 大まかに分けてガルベールの執筆時期は、(1)一五—六七章および七一—八五章（一二七—三—五）(2)プロローグ、一一—四章、六八—七一章、および八六—九二章（一二七—五—三二日以降）(3)九三—一二三章（一二二—八—二三月—二九日以降）と考えられる。

ゴートイエの『シャルル伯伝』はその内容から
一一二八年二月の間の時期の執筆とみられる。

⑤ Galbert, *prol.*, p. 3; Gauthier, c. 7-9, S. 541f.

⑥ R. Folz, *Les saints rois du moyen âge en occident (Vf-XIIIe siècles)*, Bruxelles, 1984, p. 55.

⑦ 未来の流血の予兆として、溝に血の色の流れがみられたこと
Galbert, c. 14, p. 35. 悪魔の干渉は Gauthier, c. 24, S. 548. マダ
マへの誘惑は Gauthier, c. 26, S. 549.

⑧ シヤールが起ったことを奇蹟は連続の奇蹟 (Galbert, c. 22, p.
55; Gauthier, c. 30, S. 551) 死後五〇日以下たてず死体から
聖泉をせす苦痛を免れた奇蹟 (Galbert, ch. 77, p. 129-30; Gauthier, c. 47, S. 558) など。

⑨ この見解に対し近年の・クエは、ガルベールはブリュージュ市民の
依頼に基づき、市民と第三者の間の決定や全書を確たるものとして、終
来の何らかの対立において参照し、利用しうる資料を作成するために
執筆を開始したという説を展開している。しかしこの見解はあまりに
合理的に過剰、そのまま容認するのではあるまい。 cf. S. Coué "Der
Mord an Karl dem Guten (1127) und die Werke Galberts von
Brügge und Walters von Théroutane", in: *Pragmatische Schriftlichkeit
im Mittelalter: Erscheinungsformen und Entwicklungsstufen*, hsg. H.
Keller, K. Grubmüller, und N. Stabach, Münstersche Mittelalter-
Schriften 65, München, 1992, S. 108-29.

⑩ J. B. Ross, "Introduction", to *The Murder of Charles the Good Count
of Flanders by Galbert of Bruges*, Columbia University Press, 1959,
p. 69f.; Rider, *op.cit.*, p. XXIII ff. いかしガルベールは結局この作品
のペトロロンをまといけられず、またゴートイエの作品にかなわないうとみ

て一部仕上げを諦めた可能性が示唆されている。

⑪ Folz, *op.cit.*, p. 63.

⑫ G. Klaniczay, "From Sacral Kingship to Selfrepresentation:
Hungarian and European Royal Saints", in: *The Uses of Supernatural
Power: The Transformation of Popular Religion in Medieval and Early-
Modern Europe*, trans. S. Singerman, ed. K. Margolis, Oxford, 1990,
p. 79-86.

⑬ *ibid.*, pp. 86-91.

⑭ Galbert, c. 68, p. 120; Gauthier, c. 1-2, S. 539.

⑮ Klaniczay, *op.cit.*, p. 91.

⑯ Folz, *op.cit.*, p. 67ff.

⑰ Klaniczay, *op.cit.*, p. 82f.

⑱ J. Dhondt, "Les «solidarités» médiévales: Une société en transi-
tion: la Flandre en 1127-28", *Annales ESC* 12 (1957), pp. 555-60.

⑲ *Histoire du meurtre de Charles le Bon*, p. 186ff. 無名聖職者によつて、
シャルルの「正義」のための殉教をうたう詩で「牧者の死において、羊
たちの略奪が起る……頭が切り離されて、至る所四肢が戦う、嘆く
がいい、悲しむがいい、フランドルよ、娘が父にする如く……」とフ
ランドルの混乱が語られる。中世後期の土地の擬人化や有機体論的イ
メージについては、E・H・カントロヴィッチ「中世政治思想におけ
る「祖国のために死ぬこと」」、甚野尚志訳「祖国のために死ぬこと」
所収、みすず書房、一九九三年、一一一九頁を参照。

⑳ R・エルツ「死の宗教社会学——死の集合表象研究への寄与」、吉
田植吾・内藤莞爾他訳「右手の優越——宗教的両極性の研究」所収、
垣内出版、一九八〇年、六八頁。カルロ・ギンズブルグ、藤田朋久訳
「表象（ルブレザンタシオン）——言葉・観念・事物」「思想」八一

九（一九九二年）、六六頁。

② ウィリアム・E・ペイドン、阿部美哉訳『比較宗教学』、東京大学出版会、一九九三年、九七―一二三頁。中野実『宗教と政治』、新評論、一九九八年、三六―三九頁。

第三章 “殉教”の根拠と「正義」の支配

シャルル・ル・ボンの殉教を以上のような政治性を帯びた“殉教する君主”の系譜に位置づける場合、シャルルが史料において「正義」*justitia*のために殉教したとみなされていることが重要な意味合いを帯びてくるだろう。しかし、「正義」のために死ぬことがなぜ殉教とみなされるのか。一般に中世初期以来、教会を保護し平和と正義を守る者としての支配者の職務は聖化される。その聖なる務めのために殉じるのが聖人王たちであるが、しかしその点を強調するだけではシャルルの殉教の歴史的品格はみえてこない。シャルルにおける「正義」とは何だったのか。

また、家臣の反逆によるシャルルの死や死後まもなくの奇蹟といった現象にしても、はじめはそれらがシャルルの殉教者としての現われの契機だったのかもしれない。しかし、その姿が意味づけられ、記録され、流布されるさいに「正義」のための殉教とされることによって、その殉教に政治的刻印が押され「正義」は決定的な重みをもつことになる。こうした点からシャルルの殉教を眺めるならば、シャルルが土地の平和のために死んだゆえ殉教者とみなされたという先に紹介したホフマンの示唆はひじょうに意味深いものと思われてくる。じっさいガルベールやゴージェイエの記述に目を通すならば、「正義」がその殉教に対して付属的な意味しかもたないとはけっして思われないのである。さらに、この時期「正義」の観念はひじょうに重要な意味合いを帯びており、一二世紀は「正義」*justitia*の世紀であって、理念上での理想と司法上の実践の両義的意味合いで「正義＝裁き」*justitia*が進展するというJ・ルゴフの指摘も本稿の展開に示唆的である。^①

② Rider, *op.cit.* p. XX.

③ シャルルの殉教が言及されるのは一応の平和確立後の第二執筆時期までの部分であり、とくに一四章まででシャルルの事蹟と称賛が語られる。ただ後の修正の可能性がある。

こうした点から、まず本章ではシャルル・ル・ボンの暗殺の周辺に現われた「正義」の観念を、当時のフランドルの政治的・社会的コンテキストに照らし合わせながら分析の中心に置くことによって、シャルルの殉教とその政治的実践の関連を明らかにする導きの糸とする。これによって、単なる外見的類似とモチーフの伝播によるレトリックの問題には還元されない要素の析出を試みたい。

一二世紀前半までのフランドル伯による政治的実践において、中心を占めるのが平和運動であることは明白である。騎士たちの暴力・略奪に対して教会は、一〇世紀末から破門という宗教的刑罰を武器に「神の平和」、あるいは一一世紀前半からは「神の休戦」といった運動を始めた。一般的には、「神の平和」は教会や農民・貧民などの下層民、寡婦などの社会的弱者の人身的、あるいは財産的な保護を目的とするものであり、「神の休戦」はそれにくわえて、あらゆる戦闘活動の特定期間におけるいっさいの禁止を謳ったものであった。南フランスに始まったこの「神の平和」運動は、フランドルにおいても、遅くとも一〇三〇年頃には導入される^②。他地域と異なり「神の平和」や「神の休戦」のような教会活動が、はじめから世俗支配者である伯によって援助されたことが特徴的であった^③。こうした運動は一一世紀中にけっして一貫した発展の道のりをたどったわけではなく、一一世紀後半のロベール・フリゾンの頃には一時的に停滞をみる。しかし「伯の平和」とも呼ばれうるものになるのはこの時期であらうし、この頃すでに市場の平和などの商業的・経済的な要素の存在もみられる。このロベール・フリゾンの息子であるロベール二世の治世は、フランドルにおける平和運動の歴史に一つの画期をなす。ロベールは十字軍帰還後本格的に「神の平和」に取り組むことになるが、この頃にはすでに、司教が宗教的権力を行使し、法を強制するのは伯の義務であるとするような、この運動における使命の分配ともいべきものができていたとされる。そして平和運動における画期をなす要因としてあげられるのが、ロベール二世治下における「神の平和」の決定的な変質である。すなわち、伯はその治世末期の一一一年に殺人と窃盗において実刑を告知したのである。ここに宗教的刑罰が背景に姿を消し、君主が平和違反者への実刑を課することによって、ドイツ的なラントフリーデへの移

行がみられるのである。ボードワン七世の短い治世を経て、シャルル・ル・ボンへとこの平和は引き継がれてゆく。ホフマンの言葉に従うならば、その平和に関する活動によりシャルルは「力強い断固とした処置に関して、あらゆる側面で先任の諸伯以上に誉め称えられた」のである。すなわち、「平和」とそれを「正義」によって守護する伯という図式が成立するのである。^④

ところで、各地へ広がった「神の平和」運動とその展開は、西欧における殉教の観念とその根拠となる聖戦理念の発展にも大きな影響を与えた。王権の弱体化によって教会が世俗社会と直接対峙せねばならなくなった千年頃のフランスでは、政治的・社会的状況が教会に戦闘活動へのある種の妥協を強いることになる。こうした状況の下に始められた「神の平和」運動は、戦闘活動の道徳化などによる騎士の存在の正当化、すなわちかつては王たちにのみ認められていた戦士の職務とそのイデオロギーの下降、そしてキリスト教社会内部の平和化と、それに伴うキリスト教社会内部からの外部の異教徒や内部の異端などに対する戦闘的活動力の転化へと通じるのである。またこれは、たとえ異教徒でなくとも神の定めし平和を誓わぬ者はキリスト教共同体から放逐され、それに対する戦いは容易に聖戦とみなされたということも示している。^⑤すなわち外部に対する十字軍のみならず、「神の平和」運動が聖戦の理念を内包しえたということである。そしてシャルルの殉教にも、単なる中世初期以来の支配者の戦士の職務のイデオロギーを越えて、この政治的実践と結びついた聖戦のイデオロギーが現われるのである。

シャルル・ル・ボンが暗殺された直接の原因が、身分問題をめぐるエランバルド一族の絶望にあったことは先に述べた。これと関連したもう一つの直接の原因として、エランバルド一族とその敵対関係にあったタンクマール一族の私闘に関して、伯がエランバルド一族のボルシアールを厳罰に処したことがあげられる。もともととは些細なことから始まったボルシアールのタンクマール一族への敵意と攻撃に対し、シャルルは仲裁を行なうが効果なく、ベルトゥルフらはタンクマール一族を攻め立てた。タンクマールはとうとうシャルルに訴え、シャルルはかれらに出頭を命ずるがこれも無視され、かえ

つてかれらはシャルルがフランス王ルイのアキテーヌ遠征に同行しフランドルを留守にした折り、あたり一帯を荒らしに荒らした^⑥。そして、その後シャルルが帰還しようした罪を知らされたとき、「聖なる平和すなわち七旬節の主日にこれがなされたので、自らへのというよりも神への不正が罰せられることを当然のこととして定めた^⑦」とされる。ここには、あらゆる戦闘・略奪行為が禁止されるべき期間に破壊行為が行なわれたということが記されているのである。平和運動の暗示がここでもなされているわけであるが、イーブルへ帰還したシャルルは貴族たちとこれについて協議し、暗殺の二日前の二月二十八日にボルシールの家を燃やし地所を徹底的に破壊した^⑧。この「家の破壊」はフランドルでは伝統的な平和違反に対する罰だったのである。以上のような点にはシャルルの「平和」を厳格に維持しようとする姿勢がみられるし、こうした経過のすぐ後にシャルルは「正義」のために殺されることになるのである。そして、上記のような厳格な措置によって決定的なものとされた死の危険を知りつつ、このイーブルで貴族たちと協議を行なうシャルルの描かれ方には、ひじょうに興味深いものがある。

もしわれわれが細心の注意でもつてかれ（シャルル・ル・ボン）をみるならば、聖人たちへの健全なる尊敬について語るように、かれがある点において殉教者たちと共通するものをもっていると考えことは、あながち不当なことではない。なぜなら書に書かれているごとく、「苦」というよりも原因が殉教者をもたらすのである。なるほど、わたしもそのように説明しようが、しかしこの者の殉教の原因として、正義以外に何があったらうかとわたしは問う。なぜなら、それゆえに殺されし者は公平に対する誠実さから逸脱することなきゆえに、いかなる場合においても真実の証のために殺されたのであるからだ。……かれはいった、余は行くであろう、神の保護によりて恐れなしに。はからずとも余がそこで殺されることになろうとも、正義のために死ぬことは危険なことというよりも、たしかに名誉あることであろう。そして神が復讐を用意したまうだろう」と。……、かれはいった、「たとえ余が真理のために殺されるに至っても、この死よりも何が名誉なことであろうか、と余は問う。なぜなら、名誉において何が殉教よりも秀でているのか」。疑うべくもなく殉教への愛に燃えていたのでなければ、わたしが推量するかぎり、かれはこういういなか

っただろう。^⑩

自らの死を予見しつつその敵のまつ死地に赴く姿というのは「殉教する君主」が描かれるさいの一つの型ともいえるべきものだが、それはここではシャルルとエランバルド一族をめぐる状況に適合されつつ、まさに「正義・聖戦・殉教」の要素を集約するものとして現われているといつてよい。

また、殉教を生みだした平和運動の痕跡は別のところにも現われている。シャルル自らが暗殺されたのが、伝統的に絶対的な武力の放棄が誓われるべき「神の休戦」によって定められる時期だったのである。ゴージェイは、その記述において反逆者たちに、かれらが主人をその正義のために、四旬節に教会で、何らの敬意もなしに殺したことを、直接呼びかけるかたちで激しく非難している。^⑪さらに、つぎに示す、城に立てこもった反逆者一派に対する包囲軍のある騎士の言葉においても同様な非難が込められており、ここには一種の擬似的な聖戦理念も表明されている。

すなわち汝らは自らの生命も財産もあらゆるものを不正に所有しているのだ、誠実もなく法も顧みずに振る舞ったがゆえに。またそのために、汝らはキリストの名を告白するすべての者を汝らに対して武装させたのだ、神と人の正義のために在るこの地の君主を、聖なる四旬節に、聖なる場所で、聖なる祈禱において神に跪いている君主を裏切ったのであるがゆえに。^⑫

この後にも、教会に追い込まれた反逆者への攻撃が、「カトリックの王ルイとその騎士たちによるキリスト教の勝利」のためになされたと記されている。^⑬これらには明らかに正当なるキリスト教徒と神の正義・法に背いた者といった対置の図式が想い描かれており、ゆえにここから内なる平和違反者に対する十字軍というイメージさえ与えられるのである。

王朝聖人における戦士的・騎士的性質の強調、またそれを導いた十字軍精神の影響が一二世紀の新しい特徴としてみられることがハンガリーのラスロー王やスウェーデンのエリック王の例で指摘されている。^⑭しかし、シャルルの例でもたしかにみられるそうした特徴は、十字軍に直接流れ込む理念をもった「神の平和」の制度的実体に裏づけられていたのである。それだからこそ、シャルルの復讐に立ち上がった戦士たちの行動にも聖戦理念とその背後の制度的実体が垣間みえるので

ある。

このように、シャルルに殉教をもたらしした「正義」の觀念の背後には確實に平和運動の存在があり、それに基づく聖戰理念が「正義のための殉教」に一つの根拠を与えていたといえるだろう。こうした平和運動に根をもつ聖戰理念は、同じく平和運動と繋がりをもち十字軍と密接な関係のあるフランドル地域になじみやすかったともいえよう。R・ボノッドラマールが指摘するように、一一世紀の平和運動は、神の栄光、神の支配を準備するために地上に平和を実現せねばならないという理念をもち、これが「神の平和」運動の制度的側面を支える根幹をなすものであった。戦いはキリスト教徒へ向けられれば悪となるが、不信仰者に対しキリスト教徒を守るものであれば善きものであって、あらゆる戦いは神の平和を回復するためならば、合法で聖なるものとなるという、まさに先の諸史料が体现しているような思想もここから生ずるのである。しかし一二世紀に入り平和運動はこうした宗教的理念を帯びた性質のものから、まさに治安立法的・世俗的な性質のものに変質する。フランドルでは先述のようにロベール二世の治世がそれに該当するであろうが、当然シャルルの治世下の平和運動にも、平和違反への現実的な処置・対応の点からみれば世俗的な要素が支配的である。しかしホフマンがいうように、シャルルの治世において「神の休戦（平和）」は觀念として消え去ったわけではないし、^⑩ いまだシャルルの平和運動からその宗教的理念は完全に消え去ってはいず、それがシャルルの殉教を理念的に支えた一つの要素であったと考えられる。

このようにシャルルの殉教は、他の「殉教する君主」たちの多分に理念的レベルにとどまることの多い散発的な治安維持活動とは異なり、その背景においてはフランドルで十分な伝統をもつに至っており、ある程度体系化され実体化されていた平和運動により支えられていたのである。そしてこれがシャルルの殉教の歴史的性格を特徴づけているのである。

しかし、シャルルの「正義」はたとえ殉教と直接結びつかなくとも、その職務的な要素からも重要な宗教的イデオロギーと関連する。

当時の伯権力の重要な基盤としてアヴーエ職、すなわち教会守護職が存在した。一二世紀はじめには伯はフランドルのすべての教会の上級アヴーエであった。こうしたアヴーエ職の保持は必然的に教会への介入をもたらし、一二世紀終わりに行政機構が機能するようになるまでは伯権力の重要な要素だったのである。じつさい伯が「教会の父」*pater ecclesiae*、教会の守護者、*defensor ecclesiae*と呼ばれつつ、下級アヴーエなどの伯と教会の間の悪役的存在に対し厳格に対処している姿がみられる。^⑮そしてこれがシャルルの周辺で「正義」の観念や、その実践である裁きを表わす*justitia*の語とひじょうに密接に結びついた形で現われている。こうした上級アヴーエ職の保持という現実を背景にもち、「教会の父」あるいは「教会の守護者」と表わされるフランドル伯の教会保護の理念には、カロリング期に成立したテオクラシー的支配観の一端が継承されているという指摘もある。^⑯しかし、シャルルの殉教を考えた場合それは単なる理念の継承のレベルにとどまらず、現実には適合される形で浸透するうちに、伯権威に聖性を付与する役割を果たしたのではないだろうか。こうした、君主によるキリスト教および教会との協力関係や奉仕的活動が、総体的に君主権に司祭的性質を刻み込んだことは、「殉教する君主」の伝統においても指摘されていることなのである。^⑰

以上の分析からつぎのような事が指摘できるだろう。その死の形態や父カヌート四世との連想から殉教者シャルルの姿が想い描かれたとしても、その殉教を支配との関連のうちに描こうとするならば、当時の伯の政治的实践とそのイデオロギーに規定されたものにならざるをえなかったであろう。その実践が平和運動を中心とした伯領の秩序維持の活動であった。シャルル・ル・ボンの周辺において「正義」の観念は、そうした実践を背景に有している。シャルルの殉教は、一見したところカロリング時代以来ごく普通にみられる支配者の職務に基づいたものにみえるかもしれない。しかし、その背景と照らし合わせてみるならば、それは一一世紀以来の平和の制度から生じた聖戦イデオロギーを反映しているのだ。「果たされるべき神の正義のために、そして支配した者たちの安寧のために、キリスト教支配者の流儀において死んだ」^⑱と表わされるように、キリスト教世界の秩序の守護者が「正義」により守護されるまさにその秩序のために、主に平和運

動と結ばれた聖戦理念を一つの根拠として殉教を果たしたとみなされた図式を想定することができる。こうして「正義」の観念は殉教という死によって成立する現象を通じて、逆説的にシャルルとその治世を善きものとして描き、想起させることにも貢献したのである。

- ① ジャック・ル・ゴッフ、渡辺香根夫／内田洋訳『煉獄の誕生』、法政大学出版局、一九八八年、三一五―一六頁。一二世紀における統治の政治的理想による描写の例としてシャルル・ル・ボンがあげられている。
- ② G. Koziol, "Monks, Feuds and the Making of Peace in Eleventh-Century Flanders", in: *The Peace of God: Social Violence and Religious Response in France around the Year 1000*, ed. T. Head and R. Landes, New York, 1992, p. 239. 平和運動導入の年代には諸説あるが、ロズキエルは1014年をとりうる。
- ③ Hoffmann, *op.cit.*, S. 143-58. 以下平和運動の展開はホフマンに拠る。
- ④ ガルベールの平和運動の記述は、この図式は明白である。Galbert, c. 1, p. 5ff.
- ⑤ J. Florin, "L'église et la guerre sainte de la «Paix de Dieu» à la «Croisade», *Annales ESC* 47 (1992), pp. 453-66.
- ⑥ Gauthier, c. 19, S. 546f.; Galbert, c. 9, p. 21ff.
- ⑦ Gauthier, c. 20, S. 547.
- ⑧ Gauthier, c. 21, S. 547; Galbert, c. 10, p. 23ff.
- ⑨ R. C. Van Caenegem, *Geschiedenis van het strafrecht in Vlaanderen van de XI^e tot de XIV^e eeuw*, Brussel, 1954, p. 179f. 1091年11月のフレンの「神の平和」とは、伯の同意なく建てられた城を破壊する権利をフランドル伯が保有する規定がなされているが、それはこの事例と起源を同じくしている。
- ⑩ Gauthier, c. 27, S. 549f. Quem profecto si diligenti cum discretionem adtendimus, cum martyribus eum nonnichil habere commune, ut salva eorum reverentia loquamur, non absurde perpendimus. Nam ut scriptum est, *martyrem non tam facit pena quam causae*, sed huius, rogo, ut ita dicam, martyrii quae fuit causa nisi iusticia? Qui enim ideo occisus est, quia a rectitudine non declinabat equitatis, pro testimonio utique occisus est veritatis. ... Ego, inquit, ibi, et Deo protectore securus ibi. Ubi etsi me occisi forte contigerit, pro iusticia certe occumbere non tam periculosum quam gloriosum erit. De vindicta vero Deus providebit, ... Quasunque, inquit, vobis minus intuent, certus sum quia quamdiu vixeris, in nullo vos ledere presument. Quod etsi contingeret nos occidi pro veritate, quid hac, quae, gloriosius morte? Quid enim martyrio excellentius in gloria? Quod procul dubio, quantum ego contico, non dixisset, nisi martyrii amore flagraret. ホーテンは直轄領ハンデルン伯の言葉を聞かずにいる。
- ⑪ *ibid.*, c. 26, S. 549.
- ⑫ Galbert, c. 38, p. 88. Omnia enim, tam vitam propriam quam rem extrinsecam, iniuste possideatis, quandoquidem sine fide, sine lege vos fecistis et idcirco omnes christiani nominis professores contra

vos amastis quoniam principem terrae huius pro iustitia Dei et
hominum tradidistis, in sacro quadragenario, in sacro loco, in sacris
orationibus Deo prostratum.

^③ *ibid.*, c. 61, p. 113.

^④ Klaniczay, *op.cit.*, p. 92.

^⑤ R. Bonnaud-Delamare, "Fondement des institutions de paix au
XII^e siècle", in: *Mélanges d'histoire du moyen âge dédiés à la mémoire de
Louis Halphen*, Paris, 1951, pp. 19-26.

^⑥ Hoffmann, *op.cit.*, S. 155.

^⑦ F.-L. Ganshof, "La Flandre", in: *Histoire des institutions françaises*

au moyen âge, éd. F. Lot et R. Fawtier, Paris, 1957, p. 372f.; É. de
Moreau, *Histoire de l'église en Belgique II*, Bruxelles, 1945, pp.
222-28.

^⑧ Galbert de Marchiennes, *Patrocinium S. Rictrudis*, AA.SS. Maii III,
p. 153.; André de Marchiennes, *Miracula S. Rictrudis*, AA.SS. Maii
III, p. 105.

^⑨ T. Eichenberger, *Patria. Studien zur Bedeutung des Wortes im Mit-
telalter* (6.-12. Jahrhundert), Sigmaringen, 1991, S. 212-20.

^⑩ Folz, *op.cit.*, p. 58.

^⑪ Galbert, c. 6, p. 17.

第四章 「正義」の支配と「公共の福利」観念

シャルル・ル・ボンに殉教をもたらした、宗教的理念と結びついた「正義」の観念の分析がこれまでになされた。これによって、君主鑑的な理想の投影としての「正義」と「平和」によって描かれた一連の「殉教する君主」とは異なり、長い伝統をもつ明確な制度的背景とともにシャルルの「正義」が想い描かれ、それが殉教の要因とされたことが理解されるだろう。しかしガルベールやゴージェイエの一連の記述には、この「正義」の他にも伯の支配を明確に体现している別の表現が存在する。それがおよそ「公共の福利」と訳されうるものである。以下、「公共の福利」の観念が具体的に積極的な伯による伯領支配の公的措置のなかにみいだされ、それによって「正義」の観念とともに支配の正当化の意味合いを有していたことを明らかにしたい。

「公共の福利」が伯の支配と結びついて現われる場合、それはフランドルにおいては当然伯の支配領域全体をさして用いられているはずであり、それが「公共性」をもってイメージされていなければならない。これまでに、伯による領域支

配の重要な基盤が平和運動にあったことは述べられたが、平和運動一般とこの公共性の理念に関して従来の研究は重要な指摘を行なっている。すなわちこうである。「神の平和」においては、自発的誓約によって誓約共同体が生まれ、公共性の場としての意味合いを帯びるようになったこの誓約共同体は、それ自体に対する誓約違反に対して告訴をまたずして裁判権の発動を行ないうるようになる。「神の平和」によってフェーデ権剥奪の手続きを示された世俗の封建君主たちは、一一世紀後半からラントフリーデによって上からの誓約共同体の強制的創出を行ない、この公共性の理念を手中にする。こうした世俗君主の主導下のラントフリーデへの移行として注目されるものが、ドイツにおける神聖ローマ皇帝による運動とノルマンディー公、そしてフランドル伯のそれである^①。

この見解において本稿との関わりで重要なのは、平和運動が公共性の理念の形成に大きな役割を果たし、それを世俗君主が手中にしたという点である。フランドルにおいてはこれはロベール二世の治世がおおよそこの変化の時期にあたり、実質的にはシャルルの治世には平和運動が世俗的なものに変質していたことはすでに述べた。ここではその世俗君主シャルルの「平和」に関する活動、いわば「正義」の支配がそうした公共性の理念とどのように結ばれていたかを具体的に検討する。

まず、シャルルの具体的な支配と公共性の理念が結びついた事例をみてみよう。つぎの例は、当時悪名の高かった「海ぎわのフランドル人」への対策に関する記述である。

神への畏れもはばかりず、残忍にも血を流すことに習熟した、海ぎわの地方に住む野蛮なるフランドル人たちのそれ以前の横暴を、驚くべき厳格さによってかれ（シャルル）は抑圧し、かれらがほほ陰謀から、たいてい矢によって殺人を成し遂げるのを常としていたゆえに、かれらのうちのいかなる者もまったく弓と矢をもとうとせぬよう禁じた。……そして、これほど多勢の野蛮な種族のうちにおいて、かれが公共の福利のために公にした法規に、ほんのわずか違反しただけでも無事でいられると思ふような者がほとんど現れないほどに、かれはすべての者から愛されるか怖れられるかした。かれがどれほど真理と正義の模倣者であったかは、

かれが果たされるべき約束事に従事し、またみいだされるべき争いごとの報いについても自らを抜け目ない者と示そうと努めたことからも見積もられよう。またこの点かれに神の恩寵も欠けておらず、その導きによって、扱われるべきいかなる難事も驚くべき精緻な鋭敏さによって検討をくわえ、不正を抑圧し反対に公正さを守り高めながら、あらゆることにおいて人々のために正義を高めたのである。^②

ここでポイントとなるのは、武器の禁止、そしてそれと関連して何らかの形で「公共の福利」のための明確な法規的措置が採られていることであり、そしてそれにつづけてシャルルの「正義」が唱えられていることである。先述のように、武器の禁止は伯により推進される平和運動にみられるものである。「公共の福利のために公にした法規」という言葉にはつきり示されるように、ここでは伯の平和のための明確な立法行為が公共性の理念を帯びつつ捉えられていることが重要なのである。

そしてつぎの記述では、エランバルド一族との関係が注目される。

しかし、神の崇拜者たるシャルルは、神により自己に授けられし権力に従って、かれらからしばしば休戦の協定を徴発し、また嫌々な者たちを、……再三平和へと駆り立てた。しかし、自分たちを有力で優れているとみなしていた参事会長やその配下の者たちであったが、かれ（シャルル）がもう一つの党派（タンクマール一派）の保護へ向かうと予測し、また自覚される内奥の嫉妬にひどく苛まれているゆえ、かれが公共の福利へと実現しようと努めたことが、かれらの抑圧となっていることを嘆いた。^③

ここでははつきりと「休戦」や「平和」の語が用いられており、伯が厳格に推し進めた平和の路線が現われている。ここで用いられている「公共の福利」の言葉が具体的に示すものは、すなわちエランバルド一族に対してのシャルルの採った抑圧的傾向であり、それは直接先述の身分問題をめぐる伯の裁きや、タンクマール一族との対立におけるエランバルド一族に対しての伯の不利な措置をさしているだろう。これらはおおよそ公的秩序に関する措置と考えることもできる。ここでも「平和」や「休戦」という言葉が、はつきりと「公共の福利」と結びついてイメージされていることが指摘できる。

またここでは「正義」という語は直接出てこないにせよ、この「公共の福利」をシャルルが実現しようとしたことでエランバルド一族が嘆き、この後暗殺に踏み切るのなら、「正義」のために死んだシャルルのこの「正義」とは「公共の福利」と強く関連するものと考えてよいだろう。

「公共の福利」という言葉は古代より用いられてきたが、中世における支配の概念としては、倫理的性格の強い非実践的で現実と遊離したものであった。しかしフランスの王国レベルにおいては、「公共の福利」といった観念は中央集権的政体の体系化を志向する法学の一二世紀半ば頃からの発展に、次第に高まりゆく王権の政治的状況が現実的背景を与え、支配者が「公共の福利」の担い手として位置づけられることによって、一三世紀封建王政確立期に王の支配権正当化の意味合いと、人民の安寧と保全という公的利益の意味合いをもつものとして現われる^①。

しかしながら、以上に見たようにフランドル伯領という領域諸侯領レベルにおいても、これより一世紀前に一見ほぼ同じような意味合いをもつものとして「公共の福利」の観念が現われている。もちろん、後の王国レベルでのそれにみられるものとは厳密には性質を異にしており、確固たる法学的背景も有していないではあるが、しかし擬似的な意味合いで、平和に関する活動を現実的背景にもちながらシャルル・ル・ボン周辺のフランドルに「公共の福利」は現われるのである。平和運動、そしてそれを含む公的秩序維持活動である「平和」に関する客観化された政治的・法規的措置は「正義」と「不法」の判断のよすがとなり、そのフランドル伯による政治的・法規的措置のなかに公共性はみいだされ「公共の福利」が立ち現われたのである。それゆえに、シャルルの「平和」に関する活動を通じて「正義」と「公共の福利」は結ばれており、「正義」は伯による支配を正当化する意味をも有していたのではないだろうか。

こうした「公共の福利」の観念が支配の正当化として、あるいは逆にいえば支配者の資格基準として存在したことはティエリ・ダルザスの手紙をめぐる記述からも明らかである。ティエリは、ガルベールが書き写したとしている伯位要求の手紙において、もし人々が自らを伯として選ぶならば、公正で平和を愛し「公共の福利と安寧の供給者」となるであろう

と宣言しているのである。^⑤これがじつさいのティエリかその偽者による手紙の文面であれ、ガルベールによる文面の創作であれ、ここには支配者が公共の福利の保障者であるという考えが示されており、少なくとも支配の一つの重要な基準が「公共の福利」であるという見方が、この時代のフランドルにおいて存在したことがみいだされる。

さらにこの基準はけつして支配者側の論理によって設けられただけではなく、いわば下側からの見解にも現われているのである。ガルベールによれば、三月二七日市民たちがブリュージュ都市郊外に集まり聖遺物にかけて共同宣誓を行なった。そこで参審人フォルベールは「先任者たる諸伯の国を有益に統治し、……祖国の公共の福利に役立つことを欲し、またそうしうるような者を」伯に選ぶであろうと誓い、それに従い「市民のすべての善き人々」が誓いをなした。^⑥この時代の現実的状况を顧みるならば、こうした記述の背景に代々のフランドル伯によって採られてきた「平和」の措置とその浸透、そしてその上に築かれた都市の繁栄や市民の経済的利益に対する関心といったことへの明確な意識までが透かしみえる。すなわち「公共の福利」が、「平和」の上に発展した経済的基盤をもつ世俗的意味合いをも有したことが確認されるのである。^⑦

こうして、殉教をもたらした「正義」の観念とともに「公共の福利」といった観念が平和の活動と密接に結びついているわけであるが、この「殉教」と「公共の福利」は一見ともに伯の支配を善きものとして描きだし、支配の正当化をなしていると考えられる点で等価的に働いているように思われる。しかし、これらはじつさいに同じ基盤の上で機能しているとみることができのだろうか。つぎに、それを全般的な思想的展開のなかで検討し、シャルルの殉教の特質と限界を浮き彫りにすることによって本稿の分析を終わりとしたい。

① 堀米庸三「中世後期における国家権力の形成」および「戦争の意味と目的」、『ヨーロッパ中世世界の構造』所収、一九七六年、岩波書店、二一〇—八〇頁。

② Gauthier, c. 12, S. 544. Barbarorum autem marinas Flandriarum partes inhabitantium indomitam ante id tempus feritatem, humanum posthabito Dei timore assuetam crudeliter fundere sanguinem,

mitra severitate cohercui, et quia sagittis maxime homicidia quasi de insidiis perpetrare consueverant, ne omnino arcus aut sagittas quisquam eorum auderet habere prohibuit. ... Ab universis autem eatenus aut amabatur aut timebatur, ut in tanta effere multitudine gentis vix aliquis inveniretur, qui statutus eius publicam ob utilitatem promulgatus vel in minimo contraire tutum arbitraretur. Veritatis autem et iusticie quantus emulator fuerit hinc colligi potest, quod et in promissis implendis efficacem, et in causarum meritis indagandis omnino se studebat exhibere sagacem. Nec in hoc ei deerat gratia Dei, qua instrueret quaecumque tractanda essent negotia mirabili subtilitatis acumine examinabat, et iniquitatem deprehendens et reprehendens equitatem vero exaltans et defendens, iusticiam in cunctis pro viribus exaltabat.

⑤ Gauthier, c. 17, S. 546. Sed cultor Dei Karolus treugarum conditiones ab eis sepe pro potestate sibi a Deo commissa exigebat, et ad pacem etiam invitos crebro compellebat, ... Verum prepositus

et sui, qui sibi validiores et superiores videbantur, ad tutelam aliteris partis eum intendere suspicabantur, et quia male sibi conscii livore mentis interius torquebantur, quod ad communem utilitatem facere laborabat, ad suam depressionem fieri querebantur. ホフマンは、このエランバルド一族とタンクマール一族の伯にやる休戦の試みを「神の平和（休戦）」と区分して考えているが、しかしこれも平和運動を通じて伯の手中に握られた治安に関する具体的な活動を表わしていることは確かである。

④ 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』、東京大学出版会、一九九二年、一九一―二二頁。

⑤ Galbert, c. 47, p. 98.

⑥ Galbert, c. 51, p. 100.

⑦ Hoffmann, *op.cit.*, S. 155; Eichenberger, *op.cit.*, S. 217-19 また飢饉のやうな貧者や農民の保護を主眼とした具体的な伯の経済的統制・政策に「公共の福利」が想起されている（*cf.* Gauthier, c. 11, S. 543f. 経済的要素を示している）。

第五章 シャルルの殉教と思想史的転換

これまでにみたように、シャルル・ル・ボン周辺に現われる「正義」の観念は、背景に伯による平和への努力をもちつつ、それを媒介として「公共の福利」といった観念や「殉教」という現象と密接な関連を有していた。しかし同じ「正義」の観念と結ばれ、同じように君主支配の正当化として役立っているように思われるとはいえず、この「殉教」と「公共の福利」の観念を同じ次元で語るのは危険である。それを、このシャルルの殉教が一二七年に起こったという事実そのものが教えるのである。

一般に、君主が何らかの超越的權威を帯びることによってその支配を理念的に根拠づけるということは広くみられるものである。もちろん、先の聖人王や王朝聖人もその範疇に含まれる一つの型である。聖人王は主に東欧・北欧などのキリスト教改宗期の地域に多くみられたが、西欧中世においてはローマ皇帝の神格的性格、ゲルマン的血統権のカリスマ性、そしてキリスト教的君主の適格性などに基いた君主の超越性がそれにあたるだろう。①カロリング期には西ゴートやビザンツの例に倣って、支配権の聖化が試みられ、それはキリスト教儀式である塗油と戴冠式によって実現される。こうした支配権の聖化によって、カロリングにおいてテオクラシー的支配観が確立されるわけであるが、こうした流れはその後の王朝の引き継ぐところとなった。しかしこれらに基づく君主の聖性は、一一世紀後半以来の聖職叙任をめぐる、いわゆるグレゴリウス改革によって挑戦を受けることになる。このグレゴリウス改革の終結は最終的にラディカルな教権と俗権の分離、聖と俗の分離をもたらし、西欧においては例外的なくらかの君主の列聖の試みを除いて、支配の正当化としての聖性は君主あるいはその王朝と分離されることになる。以降君主権力は、当時勃興しつつあり、本来的に中央集権体制の根拠づけを目指す法学を基にした君主權威の確立、支配の正当化へと進む。④「立法者たる王」がより宗教的な色合いをもつ「正義の王」としてかわるのである。⑤

こうした思想的展開を追ってみると、グレゴリウス改革の一応の終結とされる一一二二年のヴォルムス協約のわずか五年後に現われた殉教者シャルル・ル・ボンの姿は、君主支配の正当化に関してひじょうに特徴的な様相を帯びて立ち現われる。すなわち、前グレゴリウス改革的な支配の正当化である聖性を帯びた君主として描かれたシャルル・ル・ボンと、後グレゴリウス改革的な世俗的・法学的要素である「公共の福利」に基づいて支配を正当化された君主として描かれたシャルル・ル・ボンが同時に存在するのである。これをいい換えるなら、一人の同一君主の描写において一方は減じゆく支配観念が、他方では勃興しつつある観念が表わされ、思想的断絶と転換が体现されているのである。

しかし、グレゴリウス改革の終結五年後、後グレゴリウス改革的な「公共の福利」観念による君主支配の正当化は納得

いくにせよ、なぜフランドルという西欧キリスト教世界の地理的中心地域において、教会人にとって危険である前グレゴリウス改革的な君主の聖性が支配の正当化にもちだされえたのか。こうした問いに答えるためには、再び「殉教」の記述者へ目を向けなければならないのである。

ガルベールとゴージェイエはともに教会人であるという点では共通するところであるが、しかしかなり異なる状況に置かれ、その意識においても相違がみられる。ガルベールはブリュージュ都市民の意識を明確に体现しているが、それに比べて教会人としての意識が現われることはさほど多いとは思われない。この都市民性は、まずブリュージュで始まったであろうシャルルの崇拜を考えると重要な意味をもつ。しかし教会人としてのガルベールは、その作品の後半においてひじょうに興味深い記述を行なっている。それは、フランス王の推すギョーム・クリトについたランス大司教たちと、ガルベールが「われわれの」と呼ぶブリュージュの司祭たちの「破門合戦」が繰り広げられたことや、その破門にもかかわらずブリュージュでは内密に聖務や戦いの死者の聖なる地への埋葬が行なわれ、ギョームの名指しの破門が行なわれたことなどである。^⑦ここでは完全に宗教的規範が政治的党派性に道を譲り、さらにいえば奉仕しているとさえいえるだろう。ガルベールは、この時期刻々と変わる政治的状况によりその記述に激しい葛藤や矛盾がみられ、たしかに一度はこうした司祭や市民の行動を非難してもいる。また、ガルベールはすでにこの時期「殉教する君主」を描いていない。しかし、この破門合戦のような教会人としてひじょうに危険な記述さえ記すガルベールの姿勢、そしてその都市民性およびガルベール自身がその内にいたブリュージュにおける一般的状況・風潮がガルベールの宗教的規範を動揺させた一つの可能性を示すと思われる。殉教者シャルルの発生地ブリュージュでのこれらの可能性は重要である。

一方、ゴージェイエにはシャルルの列聖に資するための作品という意図がみえないでもない。しかし、ゴージェイエには教会法に関する著作があり、また一一二八年には教皇庁へ赴き教皇ホノリウス二世と謁見の機会をもったことは確実とされている。^⑧司教ジャンにしても同様にホノリウス二世と懇意の仲であった。すなわち、上記のグレゴリウス改革の影響、そ

して一二世紀はじめからの教皇庁による列聖権の掌握の過程をゴージェイエは当然熟知していたはずである。こうした事情から考えると、『シャルル伯伝』において政治的に描かれた殉教者シャルルの姿はやはり不可解に思われる。しかしS・クエは示唆する。テルアンヌ司教区に相当する地区でギョーム・クリトによって、対立伯候補であり、はじめ反逆者と結んでいたギョーム・ディーブルとその支持者の征服および肅清が起こった。そのとき、それに巻き込まれないよう伯からいかなる不信をも取り去り忠誠的態度を示すために、ジャンが反逆者たちへの因果応報・懲罰的要素を強調しつつ『シャルル伯伝』をゴージェイエに書かせた、と。⑨ ならばここでも宗教的規範が現実の政治的混乱を前に道を譲っていることになる。もとよりクエの説は、その執筆意図の限定や文献学的考証、またジャンの意図とゴージェイエのレトリックをめぐる問題など全面的に受け入れることはできないが、ゴージェイエが先にみたように伯政擁護の意図をもってシャルルを“殉教する君主”として描いたという可能性を考える場合に、一つの大きな示唆となるのである。すなわち、両者において混乱期の特殊な政治的情勢が宗教的規範の動揺に大きな影響を与えているのではないだろうか。

しかし結局のところ本稿においてもっとも重要なのは、こうした執筆状況における可能性とともにつぎのような点だろう。すなわち、フランドルでは伯と教会の結びつきが強く、いまだ教会が伯の守護に大きく依存していた。これは先の教会守護に関する議論からも理解されよう。そして、理想的な伯の姿を描くさいに君主の聖性をもちだすのはある意味常識的な手段であつたろう。ガルベールやゴージェイエに、一種のテオクラシー的観念が存在したのは確かである。⑩ しかし、そうした観念を越えて、以前のように教会人として君主に明確な聖性の衣を纏わせることができなかったゆえに、かれらは「公共の福利」観念を援用しつつも、平和運動の要素の存在により君主の聖性を表現しえたといえるだろう。政治的状况に揺れ動いていたとはいえかれらが本質的にもついていた教会人としての宗教的規範に対する配慮を、かれらは平和運動のもつイデオロギーにより“殉教する君主”のイメージを政治的に活用することにおいて克服したのである。グレゴリウス改革期およびそれ以降、教会の支配体制を整備した教皇庁はキリスト教世界における聖性の掌握を進展させ、十字軍的聖

戦理念もその統制の下にある。結局こうした状況にあつて、いくら政治的現実の後押しされたとはいえ、教皇庁の権限に基づかない聖戦理念や君主の聖性は正式に認められることはなかったのだ^④。

① 堀米庸三「中世国家の構造」前掲書所収、六四―七四頁。

② W・ウルマン、朝倉文市訳『中世ヨーロッパの政治思想』御茶の水書房、一九八三年、七五―一〇三頁。

③ J・ペーターゾーンは、グレゴリウス改革以降のいくらかの聖人支配者の出現から、列聖承認に関する教皇庁の制限も聖人の類型よりその性質に関係するものであったとしている。しかしこれはマヤン^⑤一二世紀を境に聖人王という類型の内部で、その性質が明白に政治性を帯びた殉教者のそれから証聖的なものへ移行行くことを説明してゐる^⑥。cf. J. Petersohn, "Politik und Heiligenverehrung im Hochmittelalter, Ergebnisse und Desiderate", in: *Politik und Heiligenverehrung im Hochmittelalter* (Vuf 17), hrg. J. Petersohn, Sigmaringen, 1994, S. 601f.

④ 野口洋二「グレゴリウス改革の研究」創文社、一九七八年、二五―四八頁。

⑤ E・H・カントロウィッチ「法学の影響下での王権」甚野尚志訳、前掲書所収、七九頁。

⑥ ガルベールにどれだけグレゴリウス改革の影響がみられるかについては微妙な問題であるが、少なくともH・シュブレンベルクはガルベールの法思想にグレゴリウス改革の強い影響を認めている。cf. H. Spromberg, "Galbert von Brügge—Die Geschichtsschreibung des flandrischen Bürgertums", in: *Mittelalter und Demokratische Geschichtsschreibung. Ausgewählte Abhandlungen*, hrg. M. Unger, Berlin, 1971, S. 235-38.

⑦ Galbert, c. 114, p. 161.

⑧ Huyghebaert, *op.cit.*, p. 115f.

⑨ Coué, *op.cit.*, S. 124-29.

⑩ Eichenberger, *op.cit.*, S. 205-20.

⑪ シャルルの崇拜が正式に認められたのは一八八二年である。

おわりに

シャルルはこうして正当に「殉教する君主」の系譜に位置づけられた。しかし、フランドルが「国」regnumや「祖国」patriaと呼ばれるほどの領域的統合を創りだしていた平和運動に基づく活動は、それが本来的にもっていた宗教的理念によってシャルルの殉教に実体をもたらしたが、思想的制約に促され、またそれが孕むに至った世俗的な「公共の福利」観念によって「殉教する君主」に引導を渡しつつもあったのである。思想史的な断絶と転換がそこに体现されている

のである。そしてこれは、シャルルの死を契機としてフランス王や都市との関係でフランドルにおける政治史が転換点を迎えていたことにも対応する。^①「公共の福利」観念同様、「暗殺」をめぐる諸研究が示す「国民主権」や「法治国家」の観念といった近代的・世俗的要素の発芽はたしかにこの時代のフランドルを特徴づけている。^②しかしそれでもやはり、同様な背景の下中世初期からの流れを汲む君主の聖化の存在も見逃すわけにはいかない。また断絶と転換期を包含するこの同時性こそが、「殉教する君主」の消え行く伝統のなかでシャルル・ル・ボンの事例をおおいに特徴づけているといえるだろう。ガルベールやゴージェイエといった記述者たちは、聖人王やカロリング以来の支配者称賛の伝統からの要素をシャルルにみいだし、その死の形態と父に想を得て「殉教する君主」の姿の下に描きだした。そしてその姿に、教会守護や平和運動などの伯政の実践から引き出したイデオロギー的道具によって巧みに生命を吹き込んだのである。ゴージェイエはともかく、ガルベールによるシャルルの殉教と神の復讐の物語は作品としては成功していないかもしれない。しかし、この殉教者シャルルの像が当時の思想的・政治的状況にある程度制約を受けたものであったとしても、一二世紀前半フランドル社会に大きなインパクトをもち、諸々の機能を果たしつつ、その創出者たちの単なる夢想に終わらなかったことは、後々までつづく「正義」のための殉教者シャルル・ル・ボンの崇拜が示しているのである。^③

- ① 斎藤綱子「中世フランドル伯領」、『岩波講座世界歴史 8 ヨーロッパの成長』、一九九八年、一〇六一―一〇九頁。西村由美子「十二世紀フランドルの政治的転換期——暗殺・復讐・そして反乱へ——」、『史学雑誌』一〇六（一九九七年）六四―八二頁。
- ② F.-L. Ganshof, "Les origines du concept de souveraineté nationale en Flandre", *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis* 18 (1950), pp. 135-58; R. C. Van Caenegem, "Democratie en rechtsstaat in het twaalfde-eeuwse graatschap Vlaanderen", *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis* 61 (1993), pp. 205-15.
- ③ たとえば、一七世紀初頭でさえブリュージュ司教シャルル・フィリップ・ロデアンによる熱心な崇拜が知られる。その先任者はシャルルを聖人とみなすことに反対してはいたが。cf. J. M. De Smet, "Bijdrage tot de iconographie van de glz. Karel de Goede, graaf van Vlaanderen", in: *Studies over de Kortelike en Kunstgeschiedenis van West-Vlaanderen opgedragen aan Z.E.H. Michiel English*, Brugge, 1962, p. 136f.; *De Carolo bono, comite Flandriae, martyre*, A.A.SS. Martii I, p. 153f.

The Martyrdom of Charles the Good, Count of Flanders

—Sovereign and the Idea of Rule in Early Twelfth-Century—

by

AOTANI Hideki

The martyrdom of Charles the Good, Count of Flanders, who was assassinated on 2 March 1127, has only been an incidental theme in the history of medieval Flanders. However, there were cases of martyred sovereigns, particularly in northern and eastern medieval Europe, that contributed to the development of early states by fostering strong ties between churches and rulership.

Like his father, Canut IV of Denmark, Charles was seen as a martyr, and contemporary writers, such as Galbert of Bruges and Walter of Théroutane, wrote that Charles died for “justice”, so his martyrdom must be considered in a political context. If his martyrdom is considered in the context of his political administration and western political ideas in the early twelfth-century, the particular role of a martyred sovereign in compensating a crisis in society or politics is revealed. Furthermore, such consideration indicates the turning-point in the authorization of sovereignty in western political thought, that is, the transition from holy sovereignty in early medieval Europe to that authorized by judicial or juristic elements in the later medieval period. The martyrdom of Charles the Good had a great impact on contemporary Flemish society, and thus, he can be placed among the figures of martyred sovereigns.